



法改正情報 (改正があった労働・社会保険関連法や人事労務管理のポイントです)

● 4月からの求人票記載に関するポイント — 明示する労働条件が追加

4月1日からの改正で、ハローワークの求人票に記載する労働条件に、「**従事すべき業務の変更の範囲**」「**就業場所の変更の範囲**」「**有期労働契約を更新する場合の基準**」の3つが追加されています。具体的な記載のしかたを紹介します。

1. **従事すべき業務の変更の範囲**

採用後、業務内容の**変更予定がない**場合は、「**仕事の内容**」欄に「**変更範囲:変更なし**」と明示します。異なる業務に配置する**見込みがある**場合は、同欄に**変更後の業務**を明示します。

2. **就業場所の変更の範囲**

異なる就業場所に配置する**見込みがある**場合は、「**転勤の可能性**」欄で「1. **あり**」を丸で囲み、転勤範囲を明示します。

3. **有期労働契約を更新する場合の基準**

原則として更新する場合は、「**契約更新の可能性**」欄で「1. **あり**」を丸で囲み、「**原則更新**」を選択してマルで囲みます。**通算契約期間**または**更新回数に上限がある**場合は、「**求人に関する特記事項**」欄に「**更新上限:有(通算契約期間〇年/更新回数〇回)**」と明示します。

更新の可能性はあるもののそれが**確実ではない**場合は、同欄で「1. **あり**」を丸で囲み、「**条件付きで更新あり**」を選択してマルで囲みます。そして、「**契約更新の条件**」欄に**具体的な更新条件**を記載します。通算契約期間または更新回数に**上限がある**場合は、「**契約更新の条件**」欄に**上限等**を記載します。

4. **記載欄に書き切れない場合**

上記の労働条件について指定された記載欄に**書き切れない**場合は、求人申込書の「**求人に関する特記事項**」欄に記載します。

- 【厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク「事業主の皆さまへ 求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されるのでご注意ください」】

☞ <https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/anteihoukaisei.pdf>

**5月の税務と労務の手続** (提出先・納付先)**10日**

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]

15日

- 特別農業所得者の承認申請[税務署]

31日

- 軽自動車税(種別割)納付[市区町村]
- 自動車税(種別割)の納付[都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]
- 確定申告税額の延納届出額の納付[税務署]

**トピック** (最近の記事の中から労務管理上注目すべき情報を抜粋しました)**● 中小企業賃上げ率 半数が目標下回る(4/19)**

帝国データバンクは18日、2024年度賃上げ実績等に関するアンケート結果を公表した(回答企業の9割弱は中小企業)。8割近くが企業が賃上げを行うとした一方、3社に2社は連合が目標とした「賃上げ率5%」を下回った。大企業と中小企業との間での給与格差が拡大する懸念が強まっている。

● 最高裁「みなし労働」適用可否で審理差戻し(4/17)

監理団体外国人技能実習生の指導員として働いていた女性に「みなし労働時間制」を適用できるかが争われた訴訟の上告審で、最高裁第3小法廷は16日、適用を認めずに団体側に未払賃金の支払いを命じた二審・福岡高裁判決を破棄し、審理を差し戻した。勤務状況の把握が容易だったとはいえ、日報の正確性の検討が不十分で改めて審理する必要があると結論づけた。

【後記】健康に配慮した飲酒に関するガイドライン

飲酒による身体等への影響には個人差があります。そのため、飲酒の際にはそれぞれの状況に応じた適切な飲酒量、飲酒行動を本人が判断し、不適切な飲酒によるリスクを抑えていかなければなりません。

そこで厚生労働省は、国内初となる「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」を作成しました。基礎疾患等がない20歳以上の成人を中心に、飲酒による身体等への影響について、年齢・性別・体質等による違いや、飲酒による疾病・行動に関するリスクなどをわかりやすく伝えるものです。そのうえで、考慮すべき飲酒量(純アルコール量)や配慮のある飲酒の仕方、飲酒の際に留意してほしい事項(避けるべき飲酒等)を示すことで、飲酒や飲酒後の行動の判断等に資することを目指すとしています。

ガイドラインでは、適切な飲酒量を測る目安として、「純アルコール量」に着目しています。「摂取量(E)×アルコール濃度(度数)×100」×0.8(アルコールの比重)で表すことができ、食品のエネルギー(kcal)のようにその量を数値化できます。

例えば、ビール500ml(度数5%)の場合の純アルコール量は、 $500(\text{ml}) \times 0.05 \times 0.8 = 20(\text{g})$ です。そのうえで、疾病別の発症リスクと飲酒量(純アルコール量)を示し、適切な飲酒量の参考とするよう呼び掛けています。

飲酒習慣のある方もない方も、自身や身近な人々の健康を守るために意識していきたいですね。

【厚生労働省 健康に配慮した飲酒に関するガイドライン】

https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/00121197_4.pdf